

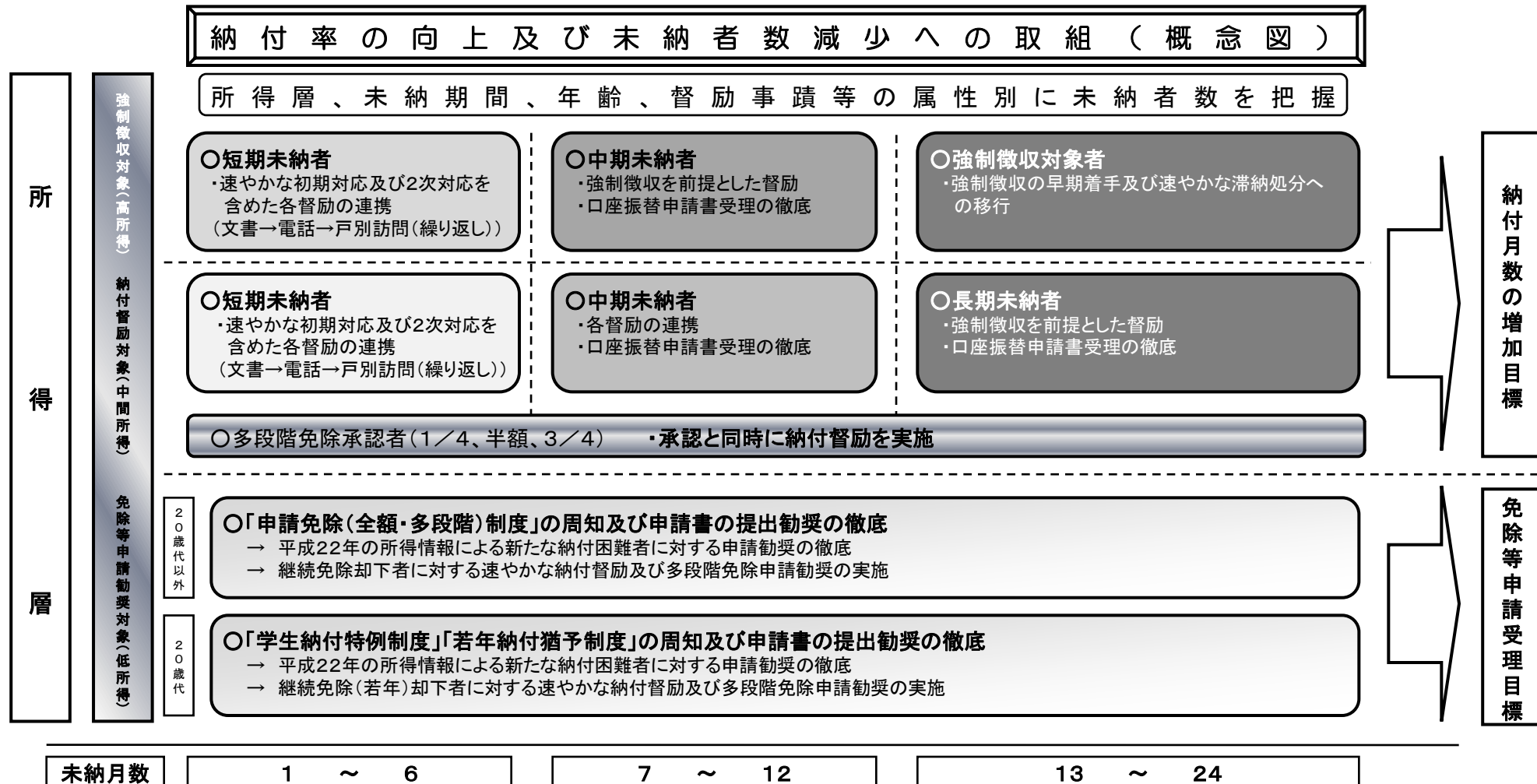
平成23年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について
(平成23年度の取組実績)

【 目 次 】

①平成23年度行動計画における取組	1
②納付督促の実施状況	2
③免除等の実施状況	3
④強制徴収の実施状況	4
⑤国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況	5
⑥その他の状況	10

① 平成23年度行動計画における取組

- 所得情報を基に、未納者を強制徴収対象、納付督促対象、免除等申請勧奨対象に区分し、さらに未納月数毎に細分化し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スケジュール及び担当者を明確にして督促等を実施。
- また、納付月数の増加目標と免除等申請受理目標をそれぞれ設定し、取組を展開した。
(概念図参照)



② 納付督促の実施状況

（取組状況）

○ 市場化テスト事業の実施要項を見直し、平成２２年１０月から事業を委託した市場化テスト受託事業者については、すべての督促件数が大幅に増加しており、職員が実施したものと合わせた電話納付督促件数及び戸別訪問督促件数については前年度を大幅に上回った。

なお、職員が実施した文書勧奨件数は前年度に比べて減少しているが、これは、平成２２年１０月からの市場化テスト受託事業者の変更を周知する目的で、平成２２年度は催告状を４９０万件送付したが、平成２３年度は市場化テスト受託事業者の変更がないことから送付していないことによるものである。

区 分	職員が実施			市場化テスト事業者が実施			合 計		
	22年度 実施件数	23年度 実施件数	対前年度 比	22年度 実施件数	23年度 実施件数	対前年度 比	22年度 実施件数	23年度 実施件数	対前年度 比
電話納付督促	19万件	18万件	94.7%	2,568万件	4,042万件	157.4%	2,587万件	4,060万件	156.9%
戸別訪問督促	109万件	113万件	103.7%	206万件	353万件	171.4%	314万件	465万件	148.1%
文書勧奨	1,912万件	1,746万件	91.3%	662万件	832万件	125.7%	2,574万件	2,579万件	100.2%
合 計	2,040万件	1,877万件	92.0%	3,436万件	5,227万件	152.1%	5,475万件	7,104万件	129.8%

（注）上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

③ 免除等の実施状況

- 市区町村から提供を受けた所得情報を活用し、免除等に該当すると思われる者に対して、申請勧奨文書（ダイレクトメール）を送付。その後、未申請の者の情報を市場化テスト受託事業者に提供し、電話や戸別訪問による再勧奨を実施。
- こうした取組の結果、平成23年度における第1号被保険者数に占める全額免除者数の割合は、前年度を1.4ポイント上回った。

■第1号被保険者数及び全額免除者数等

	22年度		23年度		対前年度比	
	(A)	割合 (%)	(B)	割合 (%)	(B - A)	割合 (%)
第1号被保険者数	1,904 万人	—	1,872 万人	—	△32 万人	—
全額免除者数等合計	551 万人	29.0%	568 万人	30.4%	17 万人	+ 1.4ポイント
法定免除者数	126 万人	6.6%	131 万人	7.0%	4 万人	+ 0.4ポイント
申請全額免除者数	221 万人	11.6%	230 万人	12.3%	9 万人	+ 0.7ポイント
学生納付特例者数	166 万人	8.7%	169 万人	9.0%	3 万人	+ 0.3ポイント
若年者納付猶予者数	38 万人	2.0%	39 万人	2.1%	2 万人	+ 0.1ポイント

（注1）第1号被保険者数のうち任意加入者は除く。

（注2）上記表中の「割合」は、第1号被保険者数に占める全額免除者数等の割合である。

（注3）上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

④ 強制徴収の実施状況

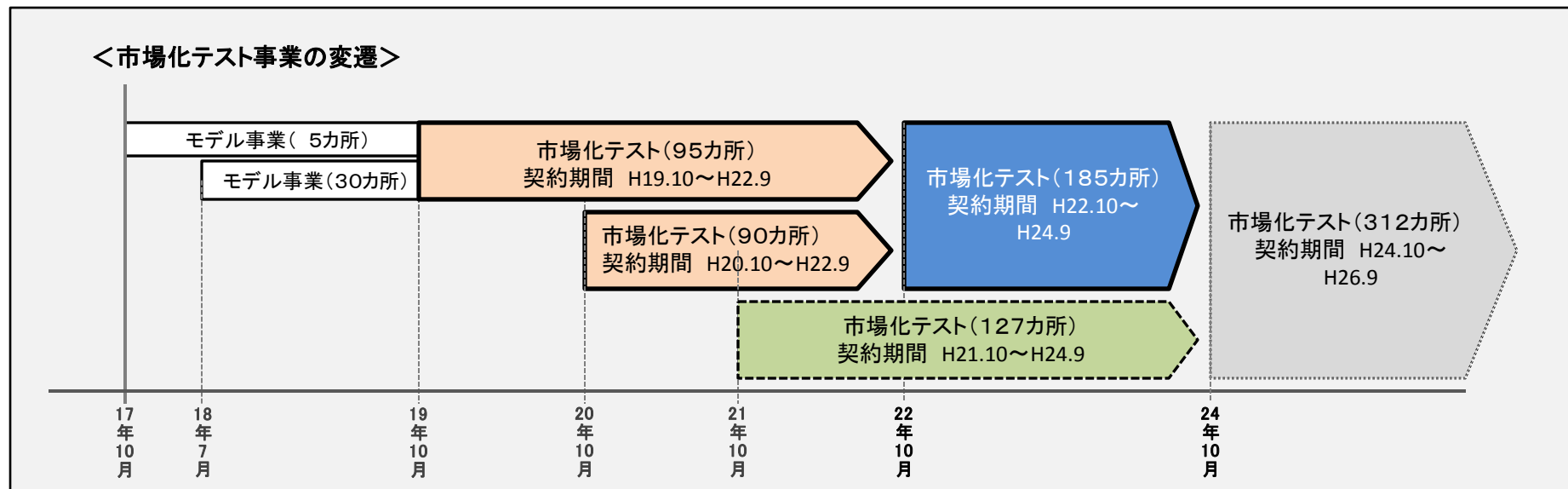
- 平成23年度の強制徴収の取組については、最終催告状発送件数、督促状送付件数及び差押執行件数のすべてが平成22年度を相当程度上回った。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (A)	平成23年度 (B)	対前年度比 (B－A)	割合(%)
最終催告件数	40,727件	16,350件	17,131件	24,232件	30,045件	+5,813件	+24%
督促件数	28,485件	8,160件	10,061件	10,583件	17,615件	+7,032件	+66%
差押件数	11,387件	5,534件	3,092件	3,379件	5,012件	+1,633件	+48%

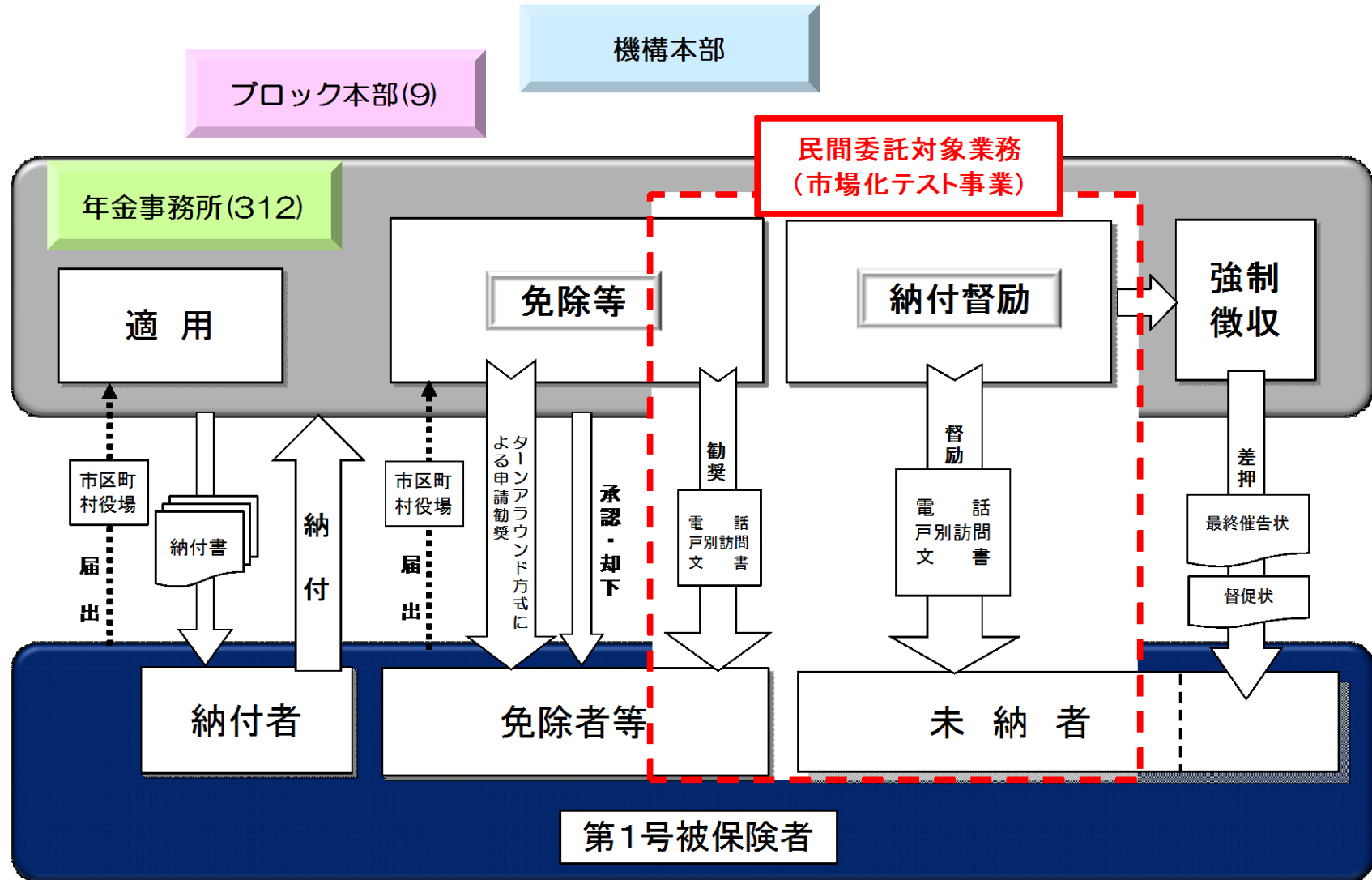
⑤ 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況

1 概要

- 国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収や免除等申請勧奨を除く納付督促業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用する「市場化テストモデル事業」として、平成17年10月から5か所の社会保険事務所を対象に実施。
なお、受託事業者に対しては、事業目標としての「要求水準」を設定。
- 平成18年7月 ⇒ 30か所の社会保険事務所を追加し「市場化テストモデル事業」を実施。
- 平成19年10月 ⇒ 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、95か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成20年10月 ⇒ 90か所の社会保険事務所を追加し合計185か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成21年10月 ⇒ 127か所の社会保険事務所を追加し全312社会保険事務所で実施。（免除等申請勧奨業務を追加）
- 平成22年10月 ⇒ 平成19年及び平成20年事業の契約更改に伴い、免除等申請勧奨業務を追加し185か所の年金事務所で実施。
- 平成24年10月 ⇒ 平成21年及び平成22年事業の契約更改に伴い、納付督促方法や頻度、要求水準、実施体制の強化等、国民年金保険料収納事業実施要項の見直しを行った上で312年金事務所を対象に入札を実施する。



国民年金事業の概要図



2 実施状況

要求水準の達成状況 (平成23年度)

(1) 事務所別の要求水準の達成状況

- 保険料の要求水準については、平成21年10月開始の事務所（127事務所）のすべての事務所において、現年度・過年度ともに達成できていない。平成22年10月開始の事務所（185事務所）では、現年度は3事務所、過年度は31事務所で達成している。
- 免除等の要求水準については、平成21年10月開始の事務所（127事務所）のうち、84事務所で達成している。また、平成22年10月開始の事務所（185事務所）では、153事務所で達成している。

	現年度保険料		過年度保険料		免除等	
	達 成	未達成	達 成	未達成	達 成	未達成
127事務所 (21年10月開始)	0事務所	127事務所	0事務所	127事務所	84事務所	43事務所
185事務所 (22年10月開始)	3事務所	182事務所	31事務所	154事務所	153事務所	32事務所

<要求水準の設定の考え方>

- ① 現年度については、年金事務所ごとの前年度納付率（見込）に、毎年度一律の「加算率」を加えたものを目標納付率として、その目標納付率を達成するために必要な獲得月数を要求水準とした。
【加算率】… 近年の中で最も納付率の高かった平成17年度の納付率を目標にして、契約期間中の毎年度の率を設定。
（平成21年開始分：毎年度1.5%程度上積み、平成22年開始分：毎年度1.2%程度上積み）
- ② 過年度については、現年度の納付率に対し、1年目に2.7%程度、2年目に4.5%程度上積みすることを要求水準とした。

<最低水準の設定の考え方>

- ① 現年度については、年金事務所ごとの前年度納付率（見込）を達成するために必要な獲得月数を最低水準とした。
- ② 過年度については、現年度の納付率に対し、1年目に2.2%程度、2年目に3.8%程度上積みすることを最低水準とした。

（２）納付月数の要求水準の達成状況

- 市場化テスト受託事業者に対する要求水準（現年度保険料と過年度保険料を合わせたもの）の達成状況をみると、平成２１年１０月開始の１２７事務所では５１．２％と低調であるが、平成２２年１０月に契約更改した１８５事務所では８０．１％である。

この結果、平成２２年度における受託事業者全体の要求水準の達成率は、６８．２％である。

		要求水準	最低水準	収納実績	達成率 （要求水準）	達成率 （最低水準）
現 年 度 保 険 料	127事務所(21年10月開始)	5,802,426月	4,142,730月	2,765,162月	47.7%	66.7%
	185事務所(22年10月開始)	11,838,355月	9,110,239月	7,526,914月	63.6%	82.6%
	小 計	17,640,781月	13,252,969月	10,292,076月	58.3%	77.7%
過 年 度 保 険 料	127事務所(21年10月開始)	13,173,587月	10,017,512月	6,943,744月	52.7%	69.3%
	185事務所(22年10月開始)	15,192,364月	12,454,079月	14,128,499月	93.0%	113.4%
	小 計	28,365,951月	22,471,591月	21,072,243月	74.3%	93.8%
過 年 現 年 度 保 険 料 ＋ 料	127事務所(21年10月開始)	18,976,012月	14,160,242月	9,708,906月	51.2%	68.6%
	185事務所(22年10月開始)	27,030,719月	21,564,318月	21,655,413月	80.1%	100.4%
	小 計	46,006,731月	35,724,560月	31,364,319月	68.2%	87.8%

(3) 免除等承認件数の要求水準達成状況

- 市場化テスト受託事業者に対する要求水準の達成状況をみると、平成21年10月開始の127事務所では104.9%であるが、平成22年10月に更改した185事務所では106.4%である。
この結果、平成23年度における受託事業者全体の要求水準の達成率は、105.9%である。

		要求水準	最低水準	獲得実績	達成率 (要求水準)	達成率 (最低水準)
	127事務所(21年10月開始)	1,791,442件	1,684,071件	1,878,678件	104.9%	111.6%
	185事務所(22年10月開始)	3,742,334件	3,570,424件	3,982,965件	106.4%	111.6%
	小 計	5,533,776件	5,254,495件	5,861,643件	105.9%	111.6%

督励の実施状況

- 平成23年度における市場化テスト受託事業者の督励総件数は、対前年度比で1,791万件増加している。
特に、平成22年10月開始の185事務所の督励件数が増加している。

区 分	市場化テスト対象事務所〔127事務所〕 (平成21年10月から実施)		市場化テスト対象事務所〔185事務所〕 (平成22年10月から実施)		合 計	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
電話納付督励	784万件	842万件	1,784万件	3,200万件	2,568万件	4,042万件
戸別訪問督励	40万件	52万件	166万件	301万件	206万件	353万件
文書督励	145万件	161万件	517万件	671万件	662万件	832万件
合 計	969万件	1,055万件	2,467万件	4,172万件	3,436万件	5,227万件

(注) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

⑥ その他の状況

口座振替納付の利用促進

- 口座振替による早期納付を行うことにより保険料の割引が適用される「口座振替前納割引制度」、「口座振替早期割引制度」の周知と利用勧奨を実施したが、新規口座振替利用者が伸びず、平成23年度における口座振替納付者は475万人にとどまり、口座振替利用率は35.6%（対前年度比△0.4ポイント）となった。

	平成22年度	平成23年度	対前年度比
口座振替納付者数	500万人	475万人	△25万人
口座振替利用率	36.0%	35.6%	△0.4ポイント

コンビニ・電子納付の利用促進

- 平成23年度のコンビニエンスストアでの保険料納付の利用件数は、1,223万件（対前年度比59万件増）、収納月数は1,973万月（対前年度比92万月増）となっており、全納付保険料の21%を占めた。

なお、コンビニエンスストア納付の3分の1は、20歳代が利用している。

また、インターネットバンキング等による電子納付の利用件数は、40万件（対前年度比1万件減）、収納月数は110万月（対前年度比5万月減）となり、わずかであるが昨年と比較して利用者の減少傾向が見受けられる。

	平成22年度	平成23年度	対前年度比		平成22年度	平成23年度	対前年度比
コンビニ納付利用件数	1,164万件	1,223万件	+59万件	インターネット納付利用件数	41万件	40万件	△1万件
コンビニ納付収納月数	1,881万月	1,973万月	+92万月	インターネット収納月数	115万月	110万月	△5万月

クレジットカード納付の導入

- 平成20年2月からクレジットカードによる保険料納付の受付を開始し、納付方法の選択肢の拡大を図った。平成23年度における利用者は19万人であり、利用者は確実に増加している。

	平成22年度	平成23年度	対前年度比
クレジットカード納付者数	17万人	19万人	+2万人
クレジットカード利用率	1.2%	1.4%	+0.2ポイント